

令和4年高島市教育委員会第8回定例会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和4年8月22日（月）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時54分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第
教育長あいさつ
令和4年第7回定例会議録の承認
令和4年第3回臨時会会議録の承認
会議録署名委員の指名
議第45号 令和3年度高島市一般会計歳入歳出決算の認定議案に関する市長への意見について
議第46号 高島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に関する市長への意見について
議第47号 令和4年度高島市一般会計補正予算（第5号）案に関する市長への意見について
議第48号 令和4年度高島市一般会計補正予算（第6号）案に関する市長への意見について
報告第10号 令和5年度予算にかかる滋賀県への要望書の提出について
- 4 出席委員
上原教育長、川原林委員、高木委員
- 5 事務局出席者
木下教育総務部長、饗庭教育指導部長、井上教育総務部次長（教育総務課長取扱）、山本教育総務部次長（高島市民会館長取扱）、小川社会教育課長、水口文化財課長、森本市民スポーツ課長、野崎国スポ・障スポ大会推進課長、玉木図書館長、岡部学校教育課長、山本学事施設課長、玉木学校給食課長、川越教育総務課参事
- 6 会議を傍聴した者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第8回定例会の開会を宣言

令和4年第7回定例会会議録 承認

令和4年第3回臨時会会議録 承認

会議録の署名委員の指名 川原林委員、高木委員

議題の公開／非公開 議第45号、議第46号、議第47号および議題48号について非公開とすることを決定

議第45号 令和3年度高島市一般会計歳入歳出決算の認定議案に関する市長への意見について

【説明】 (非公開)

【質疑等】 (非公開)

【採決】 可決

議第46号 高島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に関する市長への意見について

【説明】 (非公開)

【質疑等】 (非公開)

【採決】 可決

議第47号 令和4年度高島市一般会計補正予算(第5号)案に関する市長への意見について

【説明】 (非公開)

【質疑等】 (非公開)

【採決】 可決

議第48号 令和4年度高島市一般会計補正予算(第6号)案に関する市長への意見について

【説明】 (非公開)

【質疑等】 (非公開)

【採 決】 可決

報告第10号 令和5年度予算にかかる滋賀県への要望書の提出について

【説 明】 木下教育総務部長

令和5年度の滋賀県予算編成に先立ち、別紙のとおり滋賀県へ要望書を提出し、教育予算の措置等に向けた要望活動を、去る8月5日、県の教育長および県のスポーツ文化部長へ要望したところである。教育委員会からは、3点要望しており、私からは、教資料の67ページ、育総務部にかかる17番の「滋賀国スポ大会の競技会運営経費に係る支援について」報告する。

昨年度も要望した2025年開催の滋賀国スポ大会のリハーサル大会に係る経費の支援を要望したところである。

競技会の運営経費については、調査などを行い、先催県を参考にしながら、令和5年度にリハーサル大会、令和6年度に本大会の支援制度案を県で作成される予定となっている。

先催県を確認すると、リハーサル大会の練習会場に要する経費が補助対象外とされており、高島市で開催予定のウエイトリフティング競技は、仮設の練習会場を必要とするので、先催県の例によるとこの仮設の練習会場経費が補助対象外となる。

昨年度の要望では、「リハーサル大会の練習会場の取り扱いについては、ウエイトリフティング競技の特性上、特例を認めるかどうかは、県全体の中で考える必要があり、今後協議を行いながら対応していきたい。」と県から回答があったところであるが、本大会をスムーズに開催するために必要不可欠な準備行為として、リハーサル大会を開催するという趣旨を考慮いただければ、本大会と同等の負担をしていただくというのが、ごく自然な考え方であり、ウエイトリフティング競技の、「練習、ウォーミングアップ、本番」という、他競技とは異なる特性も勘案していただくとともに、リハーサル大会開催の趣旨を十分にご理解いただき、会場市町の負担軽減の観点に立った支援制度案を作成していただけるよう要望したところである。

県からは、「運営経費支援制度については、先催県を参考に作成していくこととなるが、先催県ではリハーサル大会の練習会場については、補助の対象となっていない状況であり、滋賀県としても補助対象とすることは難しい状況ではあるが、ウエイトリフティング競技の特殊性もあり、引き続き協議を行いながら検討していきたい」との返答であった。

【説 明】 饗庭教育指導部長

教育指導部から「学校教育におけるICT活用への支援について」と「いじめ・不登校防止のためのスクールソーシャルワーカーの増員について」の2つの事項について要望を行った。

1つめの「学校教育におけるICT活用への支援について」、本市においては、児童生徒1人1台のタブレット端末の整備を完了し、授業等での活用を進めるうえで、必要な通信環境の維持や、機器を適切に維持管理・運用していくためのランニングコスト等が多額となり、市の財政負担増となっている現状がある。

また、ICT支援員の配置についても、国においては、県レベルでサポートセンターを設置する動きとなっており、市が独自に配置するICT支援員に対しては、国の財政措置がない状況となっている。

これらのことを踏まえ、県への要望の内容は、1点目として、授業を行うために必要なソフトウェアの導入費用や保守管理・修繕費用、端末・無線LAN機器等のリース料、通信にかかる費用など、機器を適切に維持管理・運用していくための費用についても国庫補助の対象とするなど、財政

措置が拡充・継続されるよう、国への働きかけを要望した。

2点目として、保有台数の多い教育用ICT機器の不具合等に対しては、状況に応じて迅速かつ効率的にサポートする必要があることから、市において独自にICT支援員を配置しているが、こうした費用についても、財政措置が講じられるよう国への働きかけを要望した。

3点目として、教職員のスキルに応じた研修の充実や、研修講師の派遣を要望した。

以上の要望事項を8月5日に、県教育長に直接、要望に行った際の回答としては、1点目の維持管理経費等に係る支援と、2点目のICT支援員配置に係る支援については、高島市の状況も理解したので、各市町がそれぞれの状況に応じて、選択の幅を持てるような施策ができるように国に要望していくとのことであった。

3点目の研修に係る支援については、県としても研修の機会をもっとつくらねばならないと考えており、県の教職員の研修機関である総合教育センターが中心となって様々な取り組みを進めたい、との回答であった。

次に、2つめの「いじめ・不登校防止のためのスクールソーシャルワーカーの増員について」、いじめ・不登校等の解決にむけ、児童生徒を取り巻く環境の調整・改善に取り組むことが必要不可欠であり、そのため、スクールソーシャルワーカーには、児童生徒への福祉的な面からの支援や、児童生徒を取り巻く環境の調整を図るとともに、教員のアセスメント力と環境調整能力を向上させることが期待されている。

本市では、必要に応じて、学校や福祉部局、地域の関係機関が連携し、全体がチームとして1つ1つのケースにかかわっている。これまでから、県に対し、毎年増員の要望をしているが、それが叶わないことから、昨年度より、1人のスクールソーシャルワーカーを市費で配置したところ。

このような状況から、県への要望の内容としては、県のスクールソーシャルワーカーを2人増員して、高島市に3人の配置を要望した。

県の回答としては、不登校対応として、家庭等の事情も要因のひとつであることから、スクールソーシャルワーカーが必要だという認識はもっている。県としても適切な対応に向けた分析を進める、との回答であった。

【質疑等】 なし

閉会 教育長が第8回定例会の閉会を宣言